

〔宮城寛諄議員 登壇〕

○14番 宮城寛諄君 非常に難しい時間帯で質問をさせていただきます。

まず大きい1点目に、国民健康保険税を問うということで、今回の条例改定で、国民健康保険税の値上げということが示されて、今でも高いという保険税、18年間も上げなかったからということもあるのでしょうか、今度、そういう案が出されていますので、それについて質問をしたいと思います。（1）今回の国民健康保険税引き上げでの応能割、応益割の割合はどうなっているか。その点を質問したいと思います。（2）均等割は収入のあるなしにかかわらず、加入人数で税がかけられております。廃止するか、低く抑えるべきではないのかということをお願いしたいと思います。均等割、平等割というのが応益割であるのですが、受益者負担ということでこの保険がつけられたのですが、平等割は市町村に任されている。なくすこともできるらしいのですが、均等割は必ずやらなければならないということは、重々承知しておりますけれども、この質問をしたいと思います。均等割はなくすか減らすという方向に行くべきではないかと思っております。（3）一般会計からの法定外繰り入れはいくらを予定しているのか。これまで、平成25年までですか、均等割、医療費の3から5%ぐらいということで繰り入れを行ってきました。その後は、決算時に赤字を出さないようにということで繰り入れをするということ、法定外で行ってきておりますけれども、その法定外の繰り入れを最初に、これでの3%から5%、そういう決め方も結構ですし、それなりの法定外の繰り入れを行って、値上げを低く抑えるということも可能ではないかということでの質問です。法定外繰り入れは幾らを予定しているのか。法定外繰り入れをして、保険税の値上げを抑えてはどうかという質問であります。

大きい2点目に、重度心身障がい児の医療費を問うということで質問いたします、こども医療費の無料化ということで、南風原町は中学校卒業まで医療費の無料化が実現いたしました。それと、平成29年1月からでしたか、現物給付も全県に先駆けて実現しております。さすが福祉のまち南風原町ということの名に恥じないような施策を取ってきたのですが、その中で、重度心身障がい児の医療費について、今現物給付になっていないということで、（1）重度心身障がい児の医療費についても、現物給付（窓口無料化）にすべきではないかと思っております。そこで何が課題となっているのか。要するに何がネックとなっているのか、その点をお伺いしたいと思います。それから（2）その重度心身障がい児の対象者は何人なのか。その点をお聞きしたいと思います。

大きい3点目に、スケートボード場の修繕を。（1）高速道路桁下にスケートボード場がありますけれども、ここを設置してから約10年以上、できたのは平成4年でしたか、スケートボード場とスリーオンスリー、そういう施設ができましたけれども、10年以上経過して、傷みが激しい状況です。調査で見に行ったのですが、子供たちがスケートボードをやっている中で、子供たちにも聞いたのですが、板がめくれていたり、ぐらぐらしたりしてちょっと危険だと、ひっかけたりすると大変だということもありました。また穴が開いているところも多数ありました。修理の必要があると思っておりますけれども、計画はあるのかどうか。その点をお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長 知念富信君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項1点目の国民健康保険税を問うの（1）についてお答えします。提案している改正案の内容からすると、応能割、応益割の割合は56対44となっております。（2）についてお答えします。国保の課税方式は、四方式か三方式、または二方式のいずれかによることとされております。均等割は全てに含まれていることから、廃止することはできません。また、受益と負担の公平性の観点から、現行より低く抑えるということは考えておりません。（3）についてお答えします。今後の財政状況を見て検討してまいります。国保税値上げを抑える目的での、一般会計からの法定外繰り入れは考えておりません。

質問事項2点目の重度心身障がい児の医療費を問うの（1）についてお答えします。重度心身障がい児の医療費の現物給付については、県に要望しておりますが、実施のめどは立っておりません。現物給付では、県の補助金の対象にならないことが課題となっております。（2）についてお答えします。重度心身障がい児の医療費助成対象者は、平成30年12月時点で31名です。以上です。

○議長 知念富信君 教育長。

○教育長 新垣吉紀君 質問事項3点目、スケートボード場の修繕をについてお答えいたします。ご指摘の施設につきましては、特殊な施設となっておりますので、専門業者等の調査を行い、状況を見きわめた上で対応してまいります。以上です。

12月18日（第4号）一般質問

○議長 知念富信君 休憩します。

休憩（午前11時46分）

再開（午後0時56分）

○議長 知念富信君 再開します。

午前中の宮城清政議員の質問に対して、文言の訂正があるみたいですので、それを許します。区画下水道課長。

○区画下水道課長 桃原正善君 済みません。先ほど宮城清政議員からありました質問、下水道等、3番目の計画はどのように考えているかという質問の答弁で、山川橋と回答したのですが、これは宇平橋に訂正をお願いします。

○議長 知念富信君 それでは、順次発言を許します。14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 再質問したいと思います。一問一答で行きたいと思います。国民健康保険税の応能割、応益割ですけれども、割合は56対44ということですが、7割、5割、2割の軽減措置をする前の、皆さん方が出した資料に、この前の説明である金額が出ているのですが、その現行の応益割と応能割で、59対37対40.64です。それが改正すると、56.20対43.80、応益割が多くなるのです。今56対44と大体前と変わらないのですが、そのように応益割が多くなっていると私は思うのですが、国民健康保険制度、国内に住んでいるもの全てが、皆保険制度ということになっていて、被用者保険、協会けんぽとか組合とか共済とかあるのですが、それに加入している以外のものがここに加入しているということで、特に加入者の8割近くは低所得、高齢者、仕事がない者、無職者、非正規雇用員というそういう被用者です。それで、被用者保険は、雇用主とその保険者と折半して保険料を払っているのですが、国民健康保険はそういった雇用者がいないわけです。そうしたらこれはどうするかということになると、国や県、市町村が負担をしてやらないと、とてもじゃないが、国保加入者の保険料は支払うことができないということ、これまで国や県、また市町村からもそれなりの繰り入れを行ってやってきている、要するにそういう制度なのです。そういう中で、一番ネックになっているのが、応益割、特に均等割。被用者保険のところ、要するに組合けんぽと言われているところは、均等割は入っておりません。所得に応じて、その割合を雇用者と半々で保険料を払うとなっているわけです。国保の場合は、そういった意味では均等割のほうが入ってくる。平等割も一緒ですけれども、応益割が入ってくるという状況の中で、要するに組合の被用者保険にない均等割が入ってくるわけです。そういう意味では、応益割がそれなりの負担が強いられてきていると。そういう意味から、応能割をもっともっと多くしていかなないと、要するにそれなりに能力のある皆さん方の保険料を上げないと、私はそういう意味では、ちょっと今でも高い国保料だと、払いたくても払えないということをよく言われますけれども、その保険の制度がおかしいのではないかと思うわけです。ですから、先ほど言ったように、現行では59.37対40.63というのが、56.20、43.88、先ほど計算したら56対44と、応益割が多くなっているということから鑑みると、その辺はおかしいのではないかと思いますけれども、どのようにお考えですか。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 答えします。応能割と応益割の負担割合についてでございますが、保険税の課税に関しましては、負担能力に応じた応能割と、やはり医療を受けるわけですので、受益に応じた応能割、この両方のバランスを取ることがすごく大事だと思います。支払う医療費に対して、保険給付的に充てられる保険税ですので、やはり受益に対する負担が、当然考慮されなければならないと考えます。そのような考えから、応能原則と応益原則の二本立てで構成されていますので、そのバランスは50対50が原則となっておりますので、そのような方向でやっていくべきだと考えます。

○議長 知念富信君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 (1)と(2)、一緒にしての質問になりますので、そのようにお考えください。今、応能割と応益割、バランスに応じたということですが、受益者負担ということで応益割はあるということですが、例えば、南風原町が管理しているのは国保と、それから役場の職員が入っている共済もそうなるのですが、共済のほうでは均等割は入っていないですね。職員の子供が何名いようとも、1人だろうとも、同じような、所得に応じて割っているわけです。しかし国保は、子供が生まれると、その辺は所得のありなしにかかわらず、つまり頭割り均等割、1人頭、今度改正すると1万6,000円から2万1,000円になったのかな。というように、1人頭それだけの保険料が課せられるわけです。その応益割の額が多いか少ないか。そういう意味では応能割に重点を置いて、応益割では、つまり均等割ではもっと少なくすべきだと考えます。先ほど2番目で

12月18日（第4号）一般質問

は、受益と負担の公平性の観点から現行より低く抑えることはできないということですが、これはバランスの問題で、皆さん方の何対何にするかというのは、考え方は一つだと私は思うのですが、そういった均等割のない保険もある中で、国保だけなぜ均等割を入れなくてはいけないのか。何でそのバランスなのか。要するに5対5に近づけていくということもおっしゃっていましたが、以前から。その辺はなぜそうなのかというのが、私は理解できません。その意味では、均等割をもっと低くして、応益割を安く抑えるという努力をすべきだと思います。バランスと言うけれども、どこにバランスがあるのかよくわかりませんが、その辺どうですか。5対5に近づけなければいけないという、一つの目標を持っていて、これから外れないという感じしか私は受けません。これをもっと応能割を多くしようという努力は、皆さん方はなされない、そういうことでしょうか。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 議員がおっしゃるように、まず応能、応益のバランスを、応益割を低くして応能割を高くしていくと、今度はまた負担の不公平を招いていくものだと思います。国保の制度上は、半分の50%は国費等の公費で賄って、残りの半分は保険税で賄うこととなっておりますので、やはりそういった部分からも50対50でございますので、そのバランスに近づけていくべきだと考えます。他の保険制度との違い等については、そもそも各種の保険制度があります。医療保険がありますので、それぞれ事業者の負担とかそういった部分が出てきますので、一概に比較は難しいものだと考えます。

○議長 知念富信君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 この辺、どうも平行線みたいなのですが、要するに日本は皆保険制度で、どの保険に入ってもおかしいと言ったらあれなのですが、要するに協会けんぽとか組合とか共済とかあって、それに入っていない者は国保ということで、皆保険をつくっているわけです。だから、国保の場合は、先ほど言いましたように、国や県の補助がなければとてもじゃないが、保険者だけではこの保険制度は成り立たないということを、私は十分理解しているつもりです。ですから、協会けんぽだって、被用者が半分払うとなっている。その反面、国保は公費で払うとなっているということであって、その中で、何も応益割と応能割、何対何にするかということは、それは決まっている問題ではないと考えます。その辺は応能割を、能力に応じて税金は負担するというのがこれまでの、ほかの税金でもそうだし、そういう方向に持って行くべきだと私はそのように思います。もしその辺、その方向に持って行くべきだという私の考えに対して、皆さん方はどのようにお考えか、考え方なりお聞きしたいと思います。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 平成30年度からの県単位化に伴いまして、それぞれの市町村の標準保険料税率を県が示すことになっておりまして、市町村においてはその標準保険料税率を参考に、市町村の実情に合わせながら、段階的に近づけていくとなっております。その中で、この応能割と応益割の割合についても、県の標準保険料税率は50対50に設定されていきますので、当然市町村においても、そのバランスに近づいていくべきものだと考えておりますので、やはり県から示された標準保険料税率を参考に、段階的に近づけていかなければならないものだと考えております。

○議長 知念富信君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 統一に向けては、県が標準化するということは、話としてはわかります。理解はしている。これに納得するかどうかは別にして。県が示しているのは標準の保険料であって、必ずしもそれを守らないといけないということもあるのでしょうか。そのとおりの金額をやらないといけないと。県が標準を示して、市町村でそれに応じて保険料を決めていくということではないのですか。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 県が示します、この沖縄県国民健康保険運営方針に沿って市町村は運営して行くわけですので、将来的には、今の県の計画では平成36年度に県全体の国民健康保険税の税率を統一すると示されておりますので、その統一された時点で乖離があった場合には、相当な負担増になってきますので、やはり段階的に近づけていくべきものだと考えます。

○議長 知念富信君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 要するに示された分を、そっくりそのまま受け入れなければならぬということではないですよね。例えば、南風原町の県に納める納付金が、示された額は納めないといけないだろうけれども、その中身は各自自治体に任されていると私は理解しています。そのやり方は。応能割幾ら、応益割幾ら、所得割も全部幾ら、トータルで幾らで

12月18日（第4号）一般質問

すということまで県は示すのでしょうか。私はそうでないと思います。

それともう一つ、(3)に入りますけれども、例えば沖縄県の国民健康保険の運営方針において、将来的な国保税の統一は、平成36年度から実施を目指すとあります。その間、市町村においては決算補?等の目的の法定外、一般会計繰入金とか繰上充用金の解消、消滅が求められていましたとあるのですが、それに向けて皆さん方は、そういった繰り入れをなくすということをおっしゃっていますけれども、それは必ずしもやらないといけないということではなくて、それに向けてやってくださいということではないのですか。平成36年度からは、一切の繰り入れは禁止しますということなのではないのでしょうか。私はそうではないと理解していますけれども、その辺はどうでしょうか。先ほどの答弁では、ここは要するに、国保税の値上げを抑える目的での一般会計からの繰り入れは考えていませんという答弁をしていますけれども、そういうことも本来できるのではないですか。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 これまでの国保の運営は、それぞれ市町村に任されておりますので、市町村の実情で法定外繰り入れ等によって財政支援をしてきております。本町もそのような形でやってきております。しかしながら、県単位化になったということで、それまでの累積赤字や、それから繰上充用金と、そして今後もそのままにしておけば、そのまま発生していきますので、そういった部分は速やかに解消していくべきものだと、国からは示されております。ただし、速やかになりますと、急激な負担になりますので、それぞれ県、市町村で段階的に解消すべきものだと示されておりますので、やはり段階的に解消していくためには、今回の改正についても避けては通れないものだと考えております。

○議長 知念富信君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 ですから、その辺は段階的にやっていくと向こうは指示をしているのですが、入れてはだめだということではないと、私は思います。だから、それはどう思いますかということ。そういうことではないと。いや、そういうことだと。もしそうであるならば、国、県からの通達があるのであれば、一切これは、県で統一した後は、一切だめだという文書があるのかどうか。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 税率を統一した時点から、一般会計からの法定外繰り入れをできないとか、するなとか、そういう文書はございません。ただ、段階的に解消です。例えば、沖縄県の場合は平成36年を目標にしています。全国ではもっと早い時期の統一がある県もありますし、それぞれの県の事情がございます。これはそれぞれの県で、それぞれの市町村の医療費の格差等が大きいところがございますので、いきなりの統一は難しいということで、それぞれの県で目標を設定しています。沖縄の場合は、沖縄県では、平成36年度を目標にしておりますので、平成36年度に統一された、県内全市町村が同じ税率の中で、南風原町だけが法定外繰り入れをして税率を下げるような形という部分はできないものだと考えています。

○議長 知念富信君 休憩します。

休憩（午後1時16分）

再開（午後1時16分）

○議長 知念富信君 再開します。14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 要するに、一般会計からの繰上充用とかそういうのはできないものと考えているということであって、やってはいけないという文書はないと、そのように、部長、確認します。そうですね。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 確かに、平成36年、税が統一された時点で、一般会計の法定外繰り入れをやってはいけないという文書はございません。ただ、やる必要がなくなると。税が統一された時点で、その税率で適正に賦課、課税していけば、赤字は発生しないということですので、赤字が発生しなければ一般会計から入れる必要はございませんので、入れる必要はなくなるものだと考えます。

○議長 知念富信君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 要するに、決算時に赤字が出るか出ないか、それに赤字が出るから一般会計からの法定外繰り入れをすとか、充用するとか、今の部長の答弁だったと思うのですが、赤字が出るか出ないとか、もちろん赤字を出さないように一般会計繰り入れとか、充用をやると思うのですが、赤字が出なくても、保険料を下げるために、保険料をこれ以上値上げさせてはいけないということで、一般会計からの繰り入れをすということが、全国で起こっている、この一般会計の繰り入れなのです。法定外の繰り入れは。

12月18日（第4号）一般質問

何も赤字解消のためだけではないのです、これは。ですから、保険料が高過ぎて、なかなか大変だということであれば、各自治体が、一般会計の繰り入れを行ったりして、値上げを抑えるということも必要なのです。そうではないのですか。これは赤字解消だけですか。違うと思います。どう思いますか。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 法定外の繰り入れが赤字解消だけではなくて、やはりこれまでは税負担を抑える、軽減していくという目的でされている部分があります。それは市町村の財政事情によって、相当大きく影響を受けますので、これは国民健康保険制度の中で、やはり先ほどから申し上げているように、受益者負担、そういった部分のバランスとかそこも見ると、やはりこういった市町村の財政状況によって左右されるのではなくて、医療保険制度の維持、確保のためには受ける部分の負担等も、やはり必要となってくると。国民健康保険制度におきまして、やはり相互扶助でありますので、そういった考え方に基づいて、特別会計を設けて、運営しているわけでございますから、そういった独立した会計で、独立採算制度を取っておりますので、そういった原則からも、やはり税は統一された時点では一般会計からの法定外繰り入れはすべきではないと考えます。

○議長 知念富信君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 赤字解消のみではなくて、そういう負担を軽減するという意味からも、一般会計から繰り入れをする、そのとおりだと私は思います。

それともう一つ確認したいのですが、先ほど（3）答弁で、幾ら繰り入れを予定しているかというところで、副町長の答弁で、国保税の値上げを抑える目的での一般会計からの法定繰り入れは考えていませんという答弁ですけれども、これまでの累積赤字の解消のために、皆さん方が出したあれで、例えば平成30年度、3億8,700万円、平成31年度が3億円、残り6億円繰り入れをするという計画になっていますけれども、これをやらないということではないですよ。これとは別の話ですよ。私に対する答弁は。要するに赤字解消のための繰り入れはしませんというのは。その辺、確認したいと思います。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 中期財政計画に示しております、平成30年度と平成31年度の法定外繰り入れの部分に関しては、累積赤字の解消部分でございます。計画でその金額を示しておりますが、やはり町全体の財政状況も見ないといけませんので、きちりその額が繰り入れられるかどうかは、まず計画どおりにいけるかどうかについては、現状、3月時点での町の財政状況を見て決めていくと。ただ、平成30年度以降の税率については、その税率を軽減する目的での一般会計からの繰り入れは考えていないということでございます。

○議長 知念富信君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 わかりました。答弁の意味はそうだと思います。ただ、今度、この累積赤字のところ、平成30年度、平成31年度、計画ですよ。部長は財政状況でどうなるかわからないとおっしゃっていますから、計画で、2年で、平成29年からですけれども、あと2年で返すということですが、こういう計画も、例えば県が指名しているのは平成34年でしたか、6年間。そこまで、あと2年でやるということではなくて、もっと延ばして、財政負担にならないように延ばすということもできるわけですよ。その点もお聞きしたいと思います。そういう感じでやれば、私は一般会計からの繰り入れも、法定外もできるのではないかと思います。何もこの累積赤字をすぐ返すということではなくてもう少し延ばす。それから県の統一についても、平成36年度から云々になっているのですが、それだって他府県はもっと早いところもあるということをおっしゃっていましたけれども、それももっと延ばしていいのではないかと考えます。本当にこの統一ができるのかどうか。このために値上げをしていくと。県から示された額が余りにもかけ離れているので、半分程度は解消するために値上げをするということが、ちょっと理解できない。その半面で、例えば執行部側や議会、職員の報酬の値上げも提案されているわけです。町民に負担を強いていながら、自分たちのところは値上げするということも、これはもう、町民には理解を得られないと思います。その辺は、額についても皆さん方が示された中では、この中身が大分大きいんですよ。例えば、南風原町は2人所帯が多いということで示された額があるのですが、改正後のアップ率が13.3%です。一番低いところでも33万円、9%の値上げとなるのですが、これだけ値上げをすると、例えば2人所帯のところでも300万円の所帯で39万9,000円、約40万円の健康保険税です。年間で。これで生活するというのが、私は大変だと思います。こういう値上げは。私はやらない、どうしてもだめだということならもっと低く抑える。県の目標を示しているなら、もっとスパンを長くする

12月18日（第4号）一般質問

ことも、私はやってほしい。そのように思いますけれども、いかがですか。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 答えします。まずこの条例の改正案でお示ししました資料ですが、1枚目では1人当たりの医療費の推移を示してございます。平成20年から平成29年の間に、国民健康保険の1人当たりの医療費は4割増えております。そういう中で、本町は平成12年から税率の改正は行ってきておりませんでした。そういう状況で、今後も運営していくことは相当厳しい状況であることから、今回、この条例、税率の改正に取り組んでおりまして、そういったモデルケースでの負担の部分に関しては、確かに負担が大きくなるということは、我々も重々承知しておりますが、そのあたりは、こういった形で医療費が年々増えていく中において、この受益者負担の公平の部分からしても、やはりこの部分の値上げは必要であるということで、ご理解いただきたいと思っております。さらにこの資料において、2ページ目では、県内の課税方式、三方式を採用しています。11市町村の状況を示しておりまして、本町は、現時点では一番下の税率でございまして。やはりこういった部分からしても、本町は今、税率改正をしないと、今後の国保財政の運営が相当、今よりさらに厳しくなっていく、どんどん厳しくなっていく状況になるということで、今回は11市町村のうちのちょうど中間値に来るような形で設定しております。是非このあたりを、この現状をご理解いただき、我々としては今回の税率改正を目指したいと思っております。

○議長 知念富信君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 医療費が伸びていることも十分に承知しております。だからこそ町は、医療費の伸びがないようにと、保健指導とかいろいろやっているとは思っていますし、きのうの一般質問でも特定健診の話がいろいろありました。そのために頑張っているということのようですので、その辺の努力と、一般会計からの繰り入れ等を行って、住民の保険料値上げを極端に上げないようにしてもらいたいと思っております。もし何だったらもっとスパンを延ばすということも必要ではないかと考えます。その辺は要望して終わりたいと思っております。

次、大きい2点目に行きたいと思っております。重度心身障がい児の医療費を問うということで、重度心身障がい児が現物給付になっていないと。これまでこども医療費、それからひとり親所帯のどちらが現物給付となっておりますけれども、この重度心身障がい児が現物給付になっていない理由が、県に要望しているけれども、県の補助の対象にならないとおっしゃっています。県の補助の対象、それと人数が31人ということですが、この31人で大体どれぐらいの補助が受けられなくなるのか。この点をお伺いします。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 この分の、ゼロ歳から15歳の部分、その分に係る県補助額としては65万2,194円。これは現時点での実績からの見込み値としております。

○議長 知念富信君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 ということは、南風原町の子供、ゼロ歳から中学校を卒業する15歳の中で、町民等しく、こういった現物給付ではなくて、この31人のみが現物給付になっていないと。保護者の皆さん方は自動償還払いとなっているのですが、一旦は病院でお金を払って、そういう治療に当たっているということになるわけです。その辺では平等に子供たちを、要するに病院にかかってもらうという意味では、重度心身障害者の皆さん方も、ちゃんと現物給付にすべきではないのでしょうか。その点、町長、どのようにお考えですか。前の城間俊安町長は、国のペナルティがあるうとも受けて立つということで、こどもの医療費の現物給付をやったのです。英断でした。どうか、赤嶺町長もこの重心について、是非とも現物給付を実行してもらいたいと思っております。どうですか。

○議長 知念富信君 町長。

○町長 赤嶺正之君 宮城寛諄議員のご質問にお答えいたします。確かに議員おっしゃる通り、やはり南風原町内の子供たちでございまして、やはりそういう医療の支援というのは平等でなくてはいけないということが根底にはあるわけでございます。この件に関しましては、前町長がこども医療費の現物給付を実行なさるときに、課題として挙げられたわけですが、その分制度が、やはり、ご存じだと思いますけれども、県内にはこども医療費とひとり親世帯、それから重心と医療費制度の支援制度が3つありまして、これを一遍に県のハードルをクリアするというのは、なかなか厳しい部分がございます。私の記憶では、とりあえずは、こども医療費の現物給付からという流れではなかったかと。そうだと思っております。そういうことで、多分当時から、このひとり親世帯の医療費制度、支援制度、それから重心の医療支援制度、それも含めて、今後は何とかならないと

12月18日（第4号）一般質問

いけないだろうという課題がございまして、それを今、所管の部局ではしっかりと調査研究をしているところだと、私は認識しておりますので、あとしばらくお時間をいただきたい。どうも県のほうは、それぞれセクションが違ってございまして、こども医療費を現物給付しているわけだから、その部分もと言ってもなかなか取り合ってくれない現状がございまして、是非そのあたりは、議員からもお力添えをお願いしたいということでございまして、以上です。

○議長 知念富信君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 それは地方議員として、県にも、知り合いの県議にはお願いいたしますし、努力するつもりです。これまでもいろいろやってきました。ただ、町長、今こども医療費が、城間俊安前町長が実行いたしました。ひとり親所帯のところも、実は南風原町は実行しているのです。残っているのはこの重心のところの31名なのです。平成29年度の決算書の資料ですけれども、重度心身障がい者医療助成事業、これは児も者も両方あわせてです。これで医療費の助成は5,700万円です。これだけ重度心身障がいの皆さん方に助成しているのです。その中で、この子供のところだけは65万円。あとこれだけあればできるわけです。是非それを実行に移してもらいたい。南風原町の子供たちを平等に、現物給付でやってもらいましょうよ。1カ月とか。すぐにでもできるはずですよ。5,600万円も重心の皆さん方に医療費が助成されているのです。どうですか。

○議長 知念富信君 町長。

○町長 赤嶺正之君 お答えいたします。先ほども答弁いたしましたけれども、やはり議員もご承知だと思いますけれども、こども医療費に関しましては、将来的には県の要綱も改善されまして、補助ができるような要綱に改正されると思います。あと六、七年後にはこれが改正されるという情報もございまして、我々としましては、確かひとり親世帯も、補助額がそんなに大きくはないのですが、それから重心も補助額は大きくないのですが、そういった県からの収入がしっかりと入ってくるような、そういった手だても調査研究する必要もございまして、町としましては、先ほど申し上げましたとおり、あとしばらく調査研究の時間をいただきたいということでございまして、以上です。

○議長 知念富信君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 調査研究の時期ではなくて、決断する時期ですよ。是非これをやってください。お願いします。

最後に、スケートボード場の件についてお伺いしたいのですが、危険な状態です。補修でも早急にやるべきだと思うのですが、是非やってほしいと思いますけれども、いかがですか。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 お答えします。答弁でもありますように、少し特殊な遊具になっています。担当課長も現場で見えています。我々の報告では、主要な構造物については、特にすぐに危険な状態ではないのですが、修理が必要な箇所については、専門家にもう一度見ていただいて、その辺を見きわめた上で計画していきたいと考えております。